孤独・孤立対策のための自殺防止対策事業における公募課題一覧

No	課題名	課題の趣旨及び目的	想定される事業内容	採択予定事業数	補助基準額
1	孤独・孤立対策のための自殺防止対策 事業(全国的な電話・SNS相談強化事 業)	る自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止のための電話又はSNS相談における相談 支援体制の強化による相談時間の24時	①全国的に実施するるのでは、 ②全国的に実施するSNS相談及び関連する事業 ②全国的に実施するSNS相談及び関連する事業 ※①又は②について相談時間の24時間化・応答率の大幅が向上及び行う場合にないて相談的に変変を表現ででは、 で強化した体制の総ででは、 で強化しまる。を想定しまででは、 では、ないででは、 では、ないででは、 では、ないででは、 では、ないででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	8 団体程度	①電話相談に関する事業については、原則として、100,000千円以内 ②SNS相談に関する事業については、原則として、150,000千円以内
2	孤独・孤立対策のための自殺防止対策 事業 (その他自殺防止対策強化事業)	依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止のための新たな取組を行う際等の相談員等の養成、相談体制強化等を支援することを目的とする。	①電話又はSNS等による相談 ②自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援や一次保護に関する事業 ③自死遺族の支援に関する事業 ④若者や女性の自殺防止対策に係る支援に関する事業 ⑤ゲートキーパーの養成や支援に関する事業 ⑥その他の自殺防止対策に係る先駆的又は全国的な取組 ※なお、①~⑥について民間団体が孤独・孤立対策のための自殺防止として継続的に取り組む場合又は大幅に事業内容を拡充させる場合に応募可能とする。	10団体程度	原則として、20,000千円以内

※なお、応募に当たっては、公募要綱本文の2. 助成対象事業の(2)に記載の全事業共通の要件(ア〜ク)に留意すること。特に、要件 カのただし書きに記載の通り、国又は地方公共団体そ の他の団体等から助成を受けている取組であっても、本事業による費用助成と経理区分して実施する場合に限り、費用助成の対象とすることができる場合もある。